

平成 26 年 4 月 22 日

養豚経営安定対策事業に係る一問一答（未定稿）**I 事業全般****問 1 養豚経営安定対策事業の目的とは。**

答

養豚経営については、生産コストと豚枝肉価格の変動によっては大幅な収益性の悪化が懸念されます。

このため、養豚経営者が、粗収益が生産コストを下回った場合に、その差額の一部について補填を受けるために自ら計画的に機構へ資金を拠出する事業に対して国（機構）が補助し、もって養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資することを目的としています。

本事業では、平均粗収益が平均生産コストを下回った場合に、その差額の 8 割を生産者及び国（機構）による積立金から補填する仕組みとなっております。

II 事業対象者**問 2 事業実施主体は誰なのか。**

答

事業実施主体は、肉豚を販売することを目的として豚を飼養する畜産業を営む者、すなわち養豚事業者です。

問 3 事業実施主体である養豚事業者が事業に参加するために必要な要件はあるのか。

答

事業の対象となる養豚事業者は、肉豚の生産を行い、当該肉豚に係る損益が帰属するものであって、

- (1) 原則として、配合飼料安定基金へ継続加入していること
 - (2) 耕畜連携やエコフィードの活用等の取組に努めようとする事。
 - (3) 大企業でないこと
- の全てを満たす必要があります。

問 4 大企業は対象外ということだが、大企業の定義とは何か。また、子会社等の扱いはどうなるのか。

答

大企業の定義は、資本金の額が 3 億円を超え、かつ、従業員数が 300 名を超えている会社となります。

また、大企業の出資する子会社については、大企業の出資割合により判断することとなり

ます。1社が出資する場合は1/2以上、複数が出資する場合は2/3以上が対象外となります。

問5 申込時に大企業の要件に合致しており参加申込みをしなかったが、その後、当該要件の該当外となった場合は途中参加ができるか。

答

事業実施期間中の途中参加が認められるのは、「新たに養豚経営に参入した者」であり、その要件に当たらないため事業参加できない。

問6 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準の2の基準に適合するものは何か。

答

農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているものです。

問7 資本金の額、従業員数及び出資割合は、いつの時点のもので判断するのか。

答

事業参加申込み時における直近の法人の概要を提出してもらい、それを見て判断することとなります。次年度以降は、変更がある場合、参加要件・事業対象頭数確認書の該当箇所により確認します。

問8 機構は、法人から申込みがあった場合、事業の対象者となるかについてどのように確認を行うのか。

答

機構は、法人である養豚経営体から事業参加申込みがあった場合には、法人の住所、代表者、法人の種類、資本の額、出資の総額、常時使用する従業員の数等を把握し、事業に参加可能な法人の要件を満たしているかを審査します。

問9 事業実施期間途中に参加申込みあった場合の対応はどのようになるのか。

答

- 1 22年度までに既に養豚を営んでいる者が、事業への参加申込期間中（23年度）に申し込みを行っていない場合は、その事業実施期間途中での参加は認められません。
- 2 ただし、事業実施期間内に新たに養豚経営に参入した者については、随時参加が可能ですので、機構にお問い合わせ下さい。
- 3 なお、事業対象頭数の報告は、事業の参加の承認された月の属する四半期の翌四半期から認めることとします。

- 4 ただし、第1四半期から事業参加する場合は、継続して事業参加している者の当該年度の継続参加に係る書類の提出期限までに参加申込書等を提出し、事業の参加の承認を受けた場合とします。

問10 事業対象年間で、新たに養豚経営に参入した者のみ途中参加が認められているが、「新たに養豚経営に参入」にはどのようなことが含まれるのか。

答

「新たに養豚経営に参入」については、新たに就農したことにより養豚経営を開始する場合のほか、以下のような事例が想定されます。

- (1) 養豚経営の業態を変更し、肉豚の販売による損益が帰属することとなった場合

(例：繁殖経営から一貫経営への変更、預託から自己経営への変更。)

- (2) 休業していた養豚事業者が経営を再開した場合

これには、口蹄疫や地震等の発生によりやむを得ず休業した後、経営を再開した場合のほか、経営再開までに病気等で相当の期間（少なくとも昨年度から今年度の参加申込の締切日まで）に養豚業を休業したことが明らかな場合が含まれます。

いずれの場合も書面での手続が必要となりますので、個別にご相談ください。

問11 新規で養豚業を開始した場合に参加申込みはいつまでに行えばよいか。

答

特段の定めはないが、肉豚の飼養をいつから始めたか、それが平成23年度以降であることを客観的に確認するため、公的な第三者の証明が書面で必要となる。

問12 エサ・コンプライアンスについては、これまでどおり適用とあったが、現在、配合飼料価格安定基金に加入していない者は対象とならないのか。

答

昨年度未加入で、継続して未加入である場合は対象となります。

なお、昨年度加入していたが、現在未加入の者については、配合飼料の給与を完全に中止し、自給飼料への転換等の合理的な理由がある場合に限り対象となります。

問13 耕畜連携、エコフィードの活用とは具体的にどのようなものか。

答

エコフィードとは、食品製造副産物、農産副産物等をそのまま飼料として利用するもの又は原料として加工して飼料として利用されるものであって、国内で生産されたものをいいます。耕畜連携は、飼料米の利用、耕種農家との堆肥の交換等をいいます。

問14 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シートの項目について、都道府県等から指導を受けている場合はどのように提出すればよいか。

答

- 1 指導を受けている項目があれば、当該チェック欄にはチェックを行わない。
- 2 その場合は、都道府県等へ提出している改善計画案等を添付し提出をすること。

Ⅲ 事業対象肉豚頭数

問15 事業対象頭数はどのように決めるのか

答

事業対象頭数は、原則として、前年度に出荷した肉豚頭数に、平成20年度の全国の肉豚出荷頭数を基準として前年度の肉豚出荷頭数を勘案して定められた係数を乗じた頭数又は前年度の事業対象頭数を上限とします。

問16 事業対象頭数は、月ごとに上限を設けるのか。

答

事業対象頭数は年度合計での頭数であり、四半期や月ごとに頭数を制限するものではありません。

問17 県別の事業対象肉豚頭数は年度途中で変更できないのか。

答

- 1 年度途中で県別の事業対象頭数の変更を行うことはできます。変更を行う際には書面での手続が必要となりますが、遑つての変更はできませんので、変更が生じた際は速やかに届出ください。また、その他負担金の抛出がある場合は抛出者と機構の間で調整が必要であり、場合によってはその他負担金の抛出が受けられない可能性があります。
- 2 なお、事業対象頭数の合計頭数は変更することはできません。
- 3 ただし、天災、火災、家伝法第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により出荷計画頭数が減少することが見込まれる場合には変更することができる場合があります。該当事例が発生した場合は、速やかに報告をお願いします。

Ⅳ 事業対象肉豚

問18 事業の対象となる肉豚は、どのようなものなのか。

答

本事業の対象となる肉豚は、その損益が養豚事業者に帰属するものであって、養豚事業者の農場（その損益が養豚事業者に帰属する肉豚が飼養されている農場を含む。）で肥育し、出荷されたものとなります。

また、一貫経営において繁殖雌豚等として供されたものが更新される場合にあつても、当該肉豚は、食肉として出荷され販売されることから事業の対象となります。

この場合、肉豚として出荷、販売されたことを証する書類を整備する必要がありますが、事業対象の肉豚がと畜され、食肉となったことが条件ですので、食肉検査で全部廃棄されたものはこの事業の対象外となります。

なお、肉豚の肥育を行っていない繁殖経営等から出荷されたものは、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください。

問 19 廃用豚の扱いはどうなりますか。

答

廃用を含む肉豚の販売証明は、販売先により、種々ありますが、

- 1 市営又は民間と畜場へ委託と畜を行い、当該枝肉を持ち帰り、枝肉又は加工して販売する場合には、当該市営又は民間と畜場が発行すると畜証明書（日格協の格付明細書）
- 2 食肉センターに出荷し、販売した場合には、当該食肉センターが発行する販売又はと畜証明書（日格協の格付明細書）
- 3 系統委託販売の場合は、農協等が証明する販売証明書、売却証明書
- 4 家畜商等に販売した場合には、当該肉豚が食肉として販売されたことを証する書類が必要です。当該家畜商等が発行する購入伝票に加え、食肉としてと畜されたことを証すると畜証明書（日格協の格付明細書）又は金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し等を整備する必要があります。

等の販売を証する関係書類の整備が必要です。

問 20 販売を証明する書類はコピーでよいのか。

答

コピーを提出してください。販売証明書等の原本は、養豚事業者にとって税務申告等で必要になることから、原本は郵送しないようにお願いします

問 21 販売報告を提出期限までに提出できなかった場合は、遅れて提出することが可能か。

答

販売報告は毎月、販売月の翌月の20日までに提出していただく必要があります。期限までに提出されなかったものは、補填対象となりませんので提出期限にご注意ください。

なお、早期支払については四半期の最終月は同10日までに提出していただく必要があります。

問 22 月ごとの販売頭数（生産者負担金納付頭数）はどのように報告すればよいのか。

答

月ごとの販売報告に当たっては、毎月、販売確認申出書に、当該月に販売した販売実績頭数及び事業対象肉豚頭数を明記の上、必ず販売したことを証する書類を添付していただく必要があります。また、これらの証拠書類については、全部廃棄の頭数が記載されているものを添付するようお願いいたします。

販売報告において事業対象肉豚とした頭数のうち、事業対象として確認できた頭数を四半

期ごとに集計して、生産者負担金を請求（第1～3四半期）することになりますので、販売報告に当たってはこの点に御留意ください。

なお、年間を通じて、年度の事業対象頭数を超える販売頭数を報告されても事業の対象となりません。

また、販売報告がない場合、事業の対象となりませんのでご注意ください。

注意：機構が販売を確認した頭数の合計は、次年度の事業対象頭数の上限を算定するための基礎となりますので、毎月の販売報告において販売実績頭数については証明書とともに期限までに提出してください。販売報告提出期限後の事後報告は受け付けません。

V 生産者負担金

問23 生産者負担金は四半期ごとにどのように請求されるのか。

答

生産者負担金の請求は、第1四半期から第3四半期までの間は、当該四半期の事業対象肉豚頭数に応じて行いますが、年度の最終の請求（4回目）については、事業対象肉豚頭数から第1四半期から第3四半期までの累計販売報告頭数との差（マイナスの場合はゼロ）に基づき計算して行います。

したがって、仮に販売報告頭数が事業対象肉豚頭数を下回ったとしても、事業対象肉豚頭数相当の生産者負担金を納付していただくことになります。

このため、事業参加申込み又は事業継続の際に提出していただく当該年度の事業対象肉豚頭数を、意図的に過大に設定されることは好ましくないので、ご注意ください。

なお、販売報告のないものは、事業の対象とはなりませんのでご注意ください（販売報告がない場合、生産者負担金の請求がされず、積立ても行われなことから保険的な本事業の対象とはなり得ません。）。

問24 26年度の生産者負担金500円/頭の考え方がいかに。

答

過去5年間の最低平均枝肉価格を現行の補填金算定方法で試算した場合の必要補填額を見込んで設定したもの。

VI その他負担金

問25 県費による「その他負担金」の補助対象者を、県団体等に事務委託を行う養豚事業者のみに限定することは、どうなのか。

答

本事業において、申請等事務を県団体等に委託するか、委託せず生産者自ら行うか、また委託する場合でも、どこに委託するかについては、養豚事業者に自主的に選択していただきます。また、生産者負担金に対する県費補助については、機構として受け入れ、生産者の負

担金を減額できるよう措置しています。

この県費補助と事務委託先の選択とは、本来関連する事柄ではありません。機構としては、いずれの委託先を選択しても、また、委託しない場合でも、等しくその負担金の県費補助の対象となるよう措置されるものと想定しています。

これを踏まえ、県費補助に係る「その他負担金」の補助対象者について、県から生産者に対して、丁寧な説明と十分な協議をお願いします。

問 2 6 県費による「その他負担金」を直接機構に支出する場合、第 4 四半期の機構からの生産者負担金の請求が翌年度の 5 月となるため、県費による補助額の確定が遅れるので、県費の補助に支障をきたす。機構の事務手続き上の工夫はできないのか。

答

第 4 四半期の生産者負担金については、年間の事業対象頭数から第 1 四半期～第 3 四半期までの累計頭数を減ずることにより第 4 四半期の生産者負担金を算出することとしています。

このため、年度内に生産者負担金額の概算が判明しますので、県費による「その他の負担金」について、当該年度内に、機構が受け入れる、または、機構から県に額を通知する等の事務処理方法を検討していますので、個別に御相談ください。

問 2 7 「その他の負担金」は、どのようなものでも受け入れられるのか。

答

1 「その他の負担金」については、本事業の趣旨を踏まえ、生産者の負担低減を図るため、養豚事業者以外の者が支出するもので、一定の範囲（同一県内、同一農協の組合員等）の養豚事業者に対して、要綱の第 4 の 2 の（4）のイの（ア）にあるとおり、当該養豚事業者の事業対象肉豚頭数に応じて、年間を通じて単価を乗じて拠出されるものとしております。

2 なお、例えば、生産者の出荷頭数規模に応じて助成単価が異なるような出荷奨励的な補助については、本事業の「その他負担金」には、なじまないと考えます。

Ⅶ 事業参加の取消・辞退

問 2 8 事業参加を辞退したい場合、どのような手続をとればいいのか。

答

1 事業参加を辞退する場合、事業辞退届を提出していただく必要がある。事業辞退届の様式については、機構から発送または機構HPから入手することはできるが、まずは機構（または申請等事務委託先）へ事業を辞退したい旨を連絡してください。

2 交付決定後の場合は、事業辞退の承認後に実績報告書を提出いただきます。

3 なお、事業実施期間中（平成 28 年度まで）に再度事業参加することはできないのでご注意ください。

問 29 養豚生産者がやむを得ない理由により肥育経営を中止した場合、それまで積み立てた生産者負担金の扱いはどうなるのか。

答

本制度においては、生産者負担金をもって養豚基金を造成し、養豚補填金に充てる場合を除いて養豚基金を取り崩してはならないものとしています。やむを得ない理由により養豚経営を中止した場合であっても、既に納付した生産者負担金については返戻しません。

また、事業実施期間終了後に生産者負担金に残余があったとしても、無事戻しはいたしません。